

第 83 回国民スポーツ大会
桐生市準備委員会

設立総会及び第 1 回総会



©群馬県 ぐんまちゃん
湯スポ 07-35

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

湯けむり国スポ・全スポ

ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日時：令和8年3月25日（水） 午後2時～

場所：美喜仁桐生文化会館 4階 スカイホール

設立総会

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 「設立総会」次第

日時 令和 8 年 3 月 2 5 日 (水) 午後 2 時
場所 美喜仁桐生文化会館 4 階 スカイホール

1 開会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表あいさつ

4 説明事項

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 大会の概要 | 1 |
| (2) 桐生市開催競技及び開催施設 | 6 |
| (3) 開催に向けた準備経過 | 9 |
| (4) 開催に向けたスケジュール | 13 |

5 報告事項

- | | |
|-----------------------------|----|
| 第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会設立趣意書 | 14 |
|-----------------------------|----|

6 議事

- | | |
|--|----|
| 第 1 号議案 第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会会則(案) | 15 |
| 第 2 号議案 第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会委員名簿(案) | 21 |

7 その他

8 閉会

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会
設立発起人名簿

(順不同・敬称略)

| 団体名 | 役 職 | 氏 名 |
|--------------------|-----|-------|
| 桐生市 | 市 長 | 荒木 恵司 |
| 桐生市議会 | 議 長 | 人見 武男 |
| 桐生市体育協会 | 会 長 | 北川 洋 |
| 桐生商工会議所 | 会 頭 | 津久井真澄 |
| 一般社団法人桐生市観光物産協会 | 会 長 | 宮地 由高 |
| 公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団 | 理事長 | 高橋 清晴 |
| 桐生市 | 副市長 | 西條 敦史 |
| 桐生市教育委員会 | 教育長 | 小林 一弘 |

第 83 回国民スポーツ大会の概要

一大会の概要一

本大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催される国内最大のスポーツの祭典です。

昭和 21 年に第 1 回国民体育大会が京阪神地域を中心とした近畿地区で開催され、以降、都道府県持ち回りで開催され、群馬県では昭和 58 年に第 38 回大会（あかぎ国体）が開催されました。桐生市ではバドミントン、相撲、高校野球（硬式）の 3 競技を実施しています。

昭和 63 年の第 43 回京都府大会から 2 巡目が開始し、近年では、令和 4 年に栃木県、令和 5 年に鹿児島県、令和 6 年に佐賀県、令和 7 年に滋賀県で開催されました。

また、令和 5 年 1 月のスポーツ基本法改正に伴い、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会（略称：国スポ・英語表記：JAPAN GAMES）」に変更され、令和 6 年の第 78 回佐賀県大会から適用されています。

令和 8 年以降は、青森県、宮崎県、長野県と続き、令和 11 年の群馬県大会は 46 年ぶりの開催となります。

なお、第 83 回国民スポーツ大会に引き続いて開催される「第 27 回全国障害者スポーツ大会」については、桐生市での開催競技はありませんが、機運醸成や情報発信の取組等について対応していきます。

【国民スポーツ大会】

1 目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として行われる。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

| | |
|------|--|
| 開催時期 | 令和 11 年 9 月 ～ 10 月 |
| 開催期間 | 11 日間以内 |
| 会 期 | 開催 3 年前（令和 8 年度）までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定 |

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

| | |
|-------------|------------------|
| 愛称 | 「湯けむり国スポ・全スポぐんま」 |
| スローガン | 未定 |
| マスコットキャラクター | ぐんまちゃん |

5 実施予定競技

① 正式競技

ア 概要

以下の「今後の国民体育大会（令和6年から国民スポーツ大会、以下同じ）の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革 2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進。

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

イ 開催競技 37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

| | | |
|------------|------------|--------|
| 陸上競技 | 水泳 | サッカー |
| テニス | ボート | ホッケー |
| ボクシング | バレーボール | 体操 |
| バスケットボール | レスリング | セーリング |
| ウエイトリフティング | ハンドボール | 自転車 |
| ソフトテニス | 卓球 | 軟式野球 |
| 相撲 | 馬術（隔年実施競技） | フェンシング |
| 柔道 | ソフトボール | バドミントン |
| 弓道 | ライフル射撃 | 剣道 |
| ラグビーフットボール | スポーツクライミング | カヌー |

| | | |
|---------|-------|-----|
| アーチェリー | 空手道 | 銃剣道 |
| クレール射撃 | ボウリング | ゴルフ |
| トライアスロン | | |

※第 82 回大会（令和 10 年）～ 第 85 回大会（令和 13 年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される。

② 特別競技

ア 概要

高等学校野球（硬式・軟式）を開催し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

イ 開催競技 1 競技 高等学校野球（硬式・軟式）

| |
|---------------|
| 高等学校野球(硬式・軟式) |
|---------------|

③ 公開競技

ア 概要

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現のため、正式競技以外の競技を対象に以下の条件を満たす競技。

(ア) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体の競技であること。

(イ) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該都道府県体育協会に加盟していること。

イ 開催競技 8 競技

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 綱引 | ゲートボール | 武術太極拳 |
| パワーリフティング | バウンドテニス | エアロビック |
| スポーツチャンバラ | ダンススポーツ | |

④ デモンストレーションスポーツ

ア 概要

国民スポーツ大会における正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、県民誰もが参加でき、生涯を通してスポーツに親しむきっかけ作りや交流の輪を広げること等を目的に行われる競技。

イ 開催競技

原則として開催都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも

当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦する競技であること。

6 その他

令和6年に開催された第78回（佐賀県）大会以降、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことを期待し、スポーツ基本法一部改正されたことに伴って、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更され、略称は「国スポ」という。

【全国障害者スポーツ大会】

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的としている。

2 主催

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

| | |
|------|--|
| 開催時期 | 開催時期 令和 11 年 10 月 |
| 開催期間 | 原則として国スポの直後 / 3 日間 |
| 会 期 | 開催 3 年前（令和 8 年度）までに日本障がい者スポーツ協会が開催県と協議して決定 |

4 実施予定競技

【正式競技】 14 競技（個人 7 競技、団体 7 競技）

「個人 7 競技」

| | |
|------------------|--------------|
| 陸上競技（身体・知的） | 水泳（身体・知的） |
| アーチェリー（身体） | 卓球（身体・知的・精神） |
| フライングディスク（身体・知的） | ボッチャ（身体） |
| ボウリング（知的） | |

「団体 7 競技」

| | |
|---------------|------------------|
| バスケットボール（知的） | 車椅子バスケットボール（身体） |
| ソフトボール（知的） | グラウンドソフトボール（身体） |
| フットソフトボール（知的） | バレーボール（身体・知的・精神） |
| サッカー（知的） | |

【オープン競技】

広く障がい者の間に普及する観点から有効と認められるもの。

5 その他

全国障害者スポーツ大会は、平成 13 年の第 56 回宮城県大会から設立された障害者のスポーツ大会である。

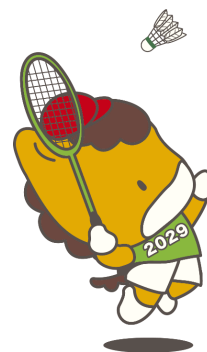
また、令和 11 年の第 28 回群馬県大会から、略称が「全スポ」に統一される。

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

【正式競技】2 競技

| No. | 競 技 | 種 別 | 開催施設 |
|-----|-------------------|-------------|----------------------|
| 1 | ラグビーフットボール (7 人制) | 成年男子・ 女子 | 森エンジニアリング桐生スタ ジアム |
| 2 | バドミントン | 全種別 | 桐生ガススポーツセンター |



【特別競技】1 競技

| No. | 競 技 | 種 別 | 開催施設 |
|-----|------------|-----|--------------|
| 1 | 高等学校野球(硬式) | — | 小倉クラッチ・スタジアム |



【公開競技】なし

【デモンストレーションスポーツ】2 競技

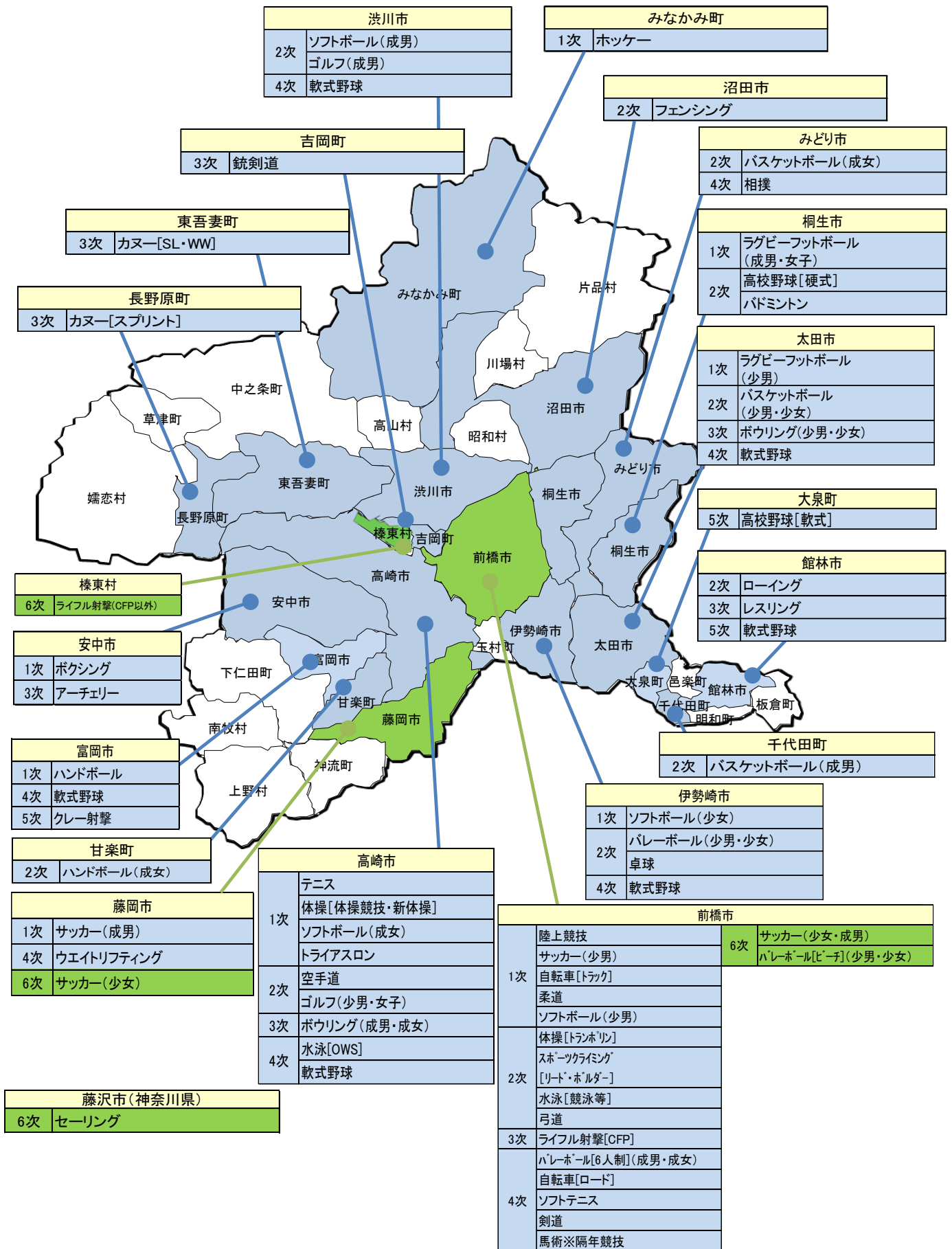
| No. | 競 技 | 種 別 | 開催施設 |
|-----|----------|-----|--------------|
| 1 | ラージボール卓球 | — | 桐生ガススポーツセンター |
| 2 | スポーツ鬼ごっこ | — | 桐生ガススポーツセンター |

2 全国障害者スポーツ大会

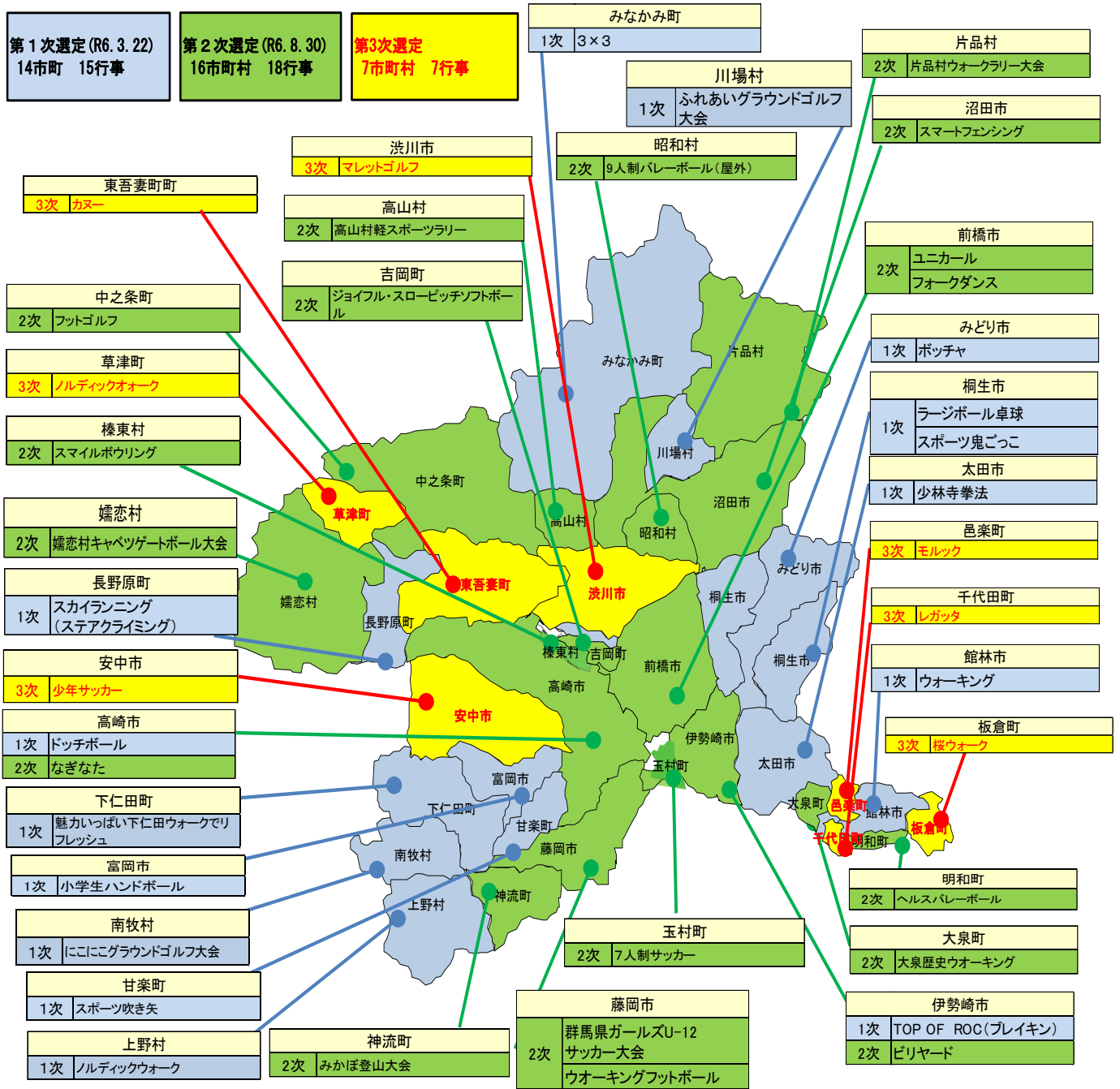
【正式競技】なし

【オープン競技】なし

正式競技・特別競技会場地



デモンストレーションスポーツ会場地



第 83 回国民スポーツ大会 開催に向けた準備経過

| 年度 | 月/日 | 内 容 |
|-----|---------|--|
| H28 | 6/29 | (公財) 群馬県スポーツ協会が第 83 回 (令和 11 年) 国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出 |
| | 8 月～ | 県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼 |
| | 1/23 | 市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出 |
| | 2/20 | 群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、知事が第 83 回国民体育大会及び本県で開催する意向を表明 |
| | 3/9 | 群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、「第 83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決 |
| | 3/21 | 平成 29 年 3 月定例教育委員会会議において、県教育委員会が第 83 回 (令和 11 年) 国民体育大会の招致を決定 |
| H29 | 5/24 | 知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省 (スポーツ庁) 及び (公財) 日本体育協会に開催要望書を提出 |
| | 7/18 | 群馬県が (公財) 日本体育協会へ開催申請書を提出 (内内定) |
| | 3/20 | 群馬県準備委員会「設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会」開催 |
| H30 | 8/7 | 群馬県準備委員会「第 1 回総務企画専門委員会、第 1 回施設整備専門委員会」開催 |
| | 8/9 | 平成 30 年度市町村連絡会議及び平成 30 年度競技団体連絡会議を開催 |
| | 8～10 月 | 市町村競技会開催意向調査及び競技団体競技会意向調査を実施 |
| | 10～12 月 | 第 83 回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施 |
| | 3/19 | 群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催 |
| | 3/25 | 群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催 |
| R1 | 3/4 | 群馬県準備委員会「第 3 回総務企画専門委員会、第 3 回施設整備専門委員会」開催 |
| | 3/19 | 群馬県準備委員会「第 2 回総会」開催 (書面表決) |
| R2 | 4/1 | 準備委員会の名称を「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称 |

| | | |
|----|---------------|---|
| | 10/8 | 鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和10年から令和11年) |
| | 10/21 | 群馬県準備委員会「第4回総務企画専門委員会」開催 |
| | 11/4 | 群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催 |
| | 11/4 | 「正式競技」会場地市町村【第1次選定】・・・1競技 ・ラグビーフットボール7人制(成年男子・女子) |
| | 11/11 | 令和2年度市町村連絡会議及び令和2年度競技団体連絡会議 を開催 |
| | 12/22 | 群馬県準備委員会「第3回総会」開催(書面表決) |
| R3 | 1/18 | 群馬県準備委員会 「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委 員会」開催 |
| | 2/4 | 群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催(書面表決) |
| | 2/4 | 「正式競技・特別競技」会場地市町村【第2次選定】・・・2競技 ・高等学校野球(硬式) ・バドミントン(全種別) |
| | 2/9 | 令和3年度市町村連絡会議及び令和3年度競技団体連絡会議 を開催 |
| | 3/9 | 群馬県準備委員会「第4回総会」開催(書面表決) |
| R4 | 6/21 | スポーツ庁へ要望書を提出 |
| | 8/3 | 群馬県準備委員会「第5回総会」開催(書面表決) |
| | 8/31 | 群馬県準備委員会「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・ 競技専門委員会」開催(書面表決) |
| | 10/13 | 群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催(書面表決) |
| | 10/14 | 令和4年度市町村連絡会議及び令和4年度競技団体連絡会議 を開催 |
| | 10/25 | 群馬県準備委員会 「第2回広報・県民運動専門委員会」開催(書面表決) |
| | 11/1～ 12/4 | 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の 愛称募集 |
| | 12/21 | 「市町村・競技団体説明会」開催 |
| | 1/23 | 群馬県準備委員会 「第3回広報・県民運動専門委員会」開催(書面表決) |
| | 3/6 | 群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催 |
| | 3/6 | 群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催 |
| | 3/6 | 群馬県準備委員会「第4回広報・県民運動専門委員会」開催 |
| | 3/22 | 群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催 |

| | | |
|----|------|--|
| | 3/22 | 大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表 |
| | 3/23 | 令和4年度市町村連絡会議及び令和4年度競技団体連絡会議を開催 |
| R5 | 7/12 | 中央競技団体による正規視察 ラグビーフットボール・・・森エンジニアリング桐生スタジアム |
| | 7/19 | 群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決） |
| | 8/30 | 「令和5年度（第6回）市町村連絡会議」開催 |
| | 9/29 | 群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決） |
| | 10/6 | 中央競技団体による正規視察 バドミントン・・・桐生ガススポーツセンター |
| | 11/6 | 中央競技団体による正規視察 高等学校野球（硬式）・・・小倉クラッチ・スタジアム |
| | 1/12 | 群馬県準備委員会 「第5回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決） |
| | 1/19 | 群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決） |
| | 1/31 | 群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決） |
| | 2/14 | 群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催 |
| | 2/15 | 群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催 |
| | 3/7 | 群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催 |
| | 3/7 | 群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催 |
| | 3/7 | 群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催 |
| | 3/11 | 令和5年度市町村連絡会議及び令和5年度競技団体連絡会議を開催 |
| | 3/22 | 群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催 |
| | | 3/22 |
| R6 | 7/17 | （公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定 |

| | | |
|----|---------------|---|
| | 10/7~ 10/9 | 先催県「佐賀県国スポ」視察 ・7日（月）バドミントン 会場：唐津市「唐津市文化体育館」 ・8日（火）ラグビーフットボール 会場：佐賀市「SAGA サンライズパーク」 ・9日（水）高等学校野球（硬式） 会場：佐賀市「さがみどりの森球場」 |
| R7 | 4/1 | 令和7年の桐生市組織改正に伴い、市民生活部スポーツ・文化振興課内に「国民スポーツ大会準備室」を新設 |
| | 9/30~ 10/2 | 先催県「滋賀県国スポ」視察 ・30日（火）バドミントン 会場：大津市「滋賀ダイハツアリーナ」 ・1日（水）バドミントン 会場：大津市「滋賀ダイハツアリーナ」 ・2日（木）高等学校野球（硬式） 会場：大津市「マイネットスタジアム皇子山」 |
| | 12/22 | 第83回国民スポーツ大会桐生市準備委員会「設立発起人会」を開催 |
| R8 | 3/25 | 第83回国民スポーツ大会桐生市準備委員会「設立総会及び第1回総会」を開催 |

※ の部分は本市関係分

※「第83回国民スポーツ大会・群馬県準備委員会」を「群馬県準備委員会」と表記。

第 83 回国民スポーツ大会 開催に向けたスケジュール

| 年度 | | 主要日程 | 桐生市準備委員会 (桐生市実行委員会) |
|------|---------------------|--|---|
| 9 年前 | 令和 2 年 (2020 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> 会場地選定 </div> | |
| 8 年前 | 令和 3 年 (2021 年) | | |
| 7 年前 | 令和 4 年 (2022 年) | | |
| 6 年前 | 令和 5 年 (2023 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 議会開催決議 (県) </div> | |
| | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 中央競技団体視察 </div> | |
| 5 年前 | 令和 6 年 (2024 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催申請書提出 (県) ・ 開催内定 (県) </div> | |
| 4 年前 | 令和 7 年 (2025 年) | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 設立発起人会 </div> |
| 3 年前 | 令和 8 年 (2026 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省) </div> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 総会・常任委員会 </div> |
| | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 「開催会期」決定 </div> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> 実行委員会へ改組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 ・ 常任委員会 ・ 各専門委員会 臨時開催 </div> |
| 2 年前 | 令和 9 年 (2027 年) | | |
| 1 年前 | 令和 10 年 (2028 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 「リハーサル大会」開催 </div> | |
| 開催年 | 令和 11 年 (2029 年) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 「本大会」開催 </div> | |

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和 21 年の第 1 回大会以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会として、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するなど、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されてきました。

本県においては、昭和 58 年に「風に向かって走ろう」をスローガンとした、第 38 回国民体育大会（あかぎ国体）及び第 19 回全国身体障害者スポーツ大会（愛のあかぎ大会）が開催され、市民一人一人が総力を結集した大きなエネルギーで成功したことは、市民に自信と誇りをもたらすとともに、市民のスポーツの振興や障害者スポーツの普及へも繋げられ、市勢発展の原動力となりました。

令和 11 年に 46 年ぶりに、我が国最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が群馬県、そして桐生市で開催されることは、市民のスポーツに対する興味や関心を高め、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与え、スポーツを通じた健康増進や世代間・地域間交流が促進され、魅力あふれる地域社会の実現に大きく寄与することが期待できます。

また、本市の魅力である山紫水明の豊かな自然環境、教育、歴史、文化、織都、球都など全国に誇れる地域資源が数多くあり、このまちで暮らしてきた先人たちが、永きにわたって愛し、育て、残してきた本市の財産を全国に発信する絶好の機会と捉えており、観光や経済活動への波及効果も期待でき、大変意義深いものであると考えます。

このような意義のある本大会を成功に導くために、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから「第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会」を設立し、桐生市民の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和 7 年 12 月 22 日

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会設立発起人

| | |
|-----------------------|-------|
| 桐生市長 | 荒木 恵司 |
| 桐生市議会議長 | 人見 武男 |
| 桐生市体育協会会長 | 北川 洋 |
| 桐生商工会議所会頭 | 津久井真澄 |
| 一般社団法人桐生市観光物産協会会長 | 宮地 由高 |
| 公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団理事長 | 高橋 清晴 |
| 桐生市副市長 | 西條 敦史 |
| 桐生市教育委員会教育長 | 小林 一弘 |

第83回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会桐生市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会において、桐生市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 桐生市を代表する者
- (2) 桐生市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

（役員を選任）

第6条 会長は、桐生市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

- 2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- 3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、桐生市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は第 19 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 83 回国民スポーツ大会
桐生市準備委員会 組織図（案）

【事務局：市民生活部 スポーツ・文化振興課内】

【総会】 審議・決定

- ・競技会の開催に係る基本方針に関すること
 - ・会則の制定及び改廃に関すること
 - ・事業計画及び事業報告に関すること
 - ・予算及び決算に関すること
 - ・常任委員会に委任する事項に関すること
 - ・その他重要な事項に関すること
- （市準備委員会会則第 11 条第 4 項関係）

委任

報告

【常任委員会】 審議・決定

- ・総会から委任された事項に関すること
 - ・総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること
 - ・専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - ・その他委員長が必要と認める事項に関すること
- （市準備委員会会則第 12 条第 7 項関係）

委任
付託

報告

【専門委員会】 調査・審議

- ・常任委員会から委任又は付託された事項の調査・審議し、常任委員会へ報告
- （市準備委員会会則第 13 条第 2 項関係）

【総務・企画】 専門委員会

（総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし等）

【宿泊・衛生】 専門委員会

（宿泊、観光、医事、衛生等）

【競技・式典】 専門委員会

（競技、式典、施設等）

【輸送・警備】 専門委員会

（輸送、交通、駐車場、警備、消防等）

※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を順次設置。
なお、専門委員会の委員は、常任委員、委員の各団体からの事務責任者等をもって構成する。

第83回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会名簿（案）

会長 1名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|-----|---------|----|-------|
| 1 | 市関係 | 桐生市 | 市長 | 荒木 恵司 |

副会長 7名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|------------|--------------------|-----|-------|
| 1 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議長 | 人見 武男 |
| 2 | スポーツ関係 | 公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団 | 理事長 | 高橋 清晴 |
| 3 | スポーツ関係 | 桐生市体育協会 | 会長 | 北川 洋 |
| 4 | 産業・経済関係 | 桐生商工会議所 | 会頭 | 津久井真澄 |
| 5 | 宿泊・観光・衛生関係 | 一般社団法人桐生市観光物産協会 | 会長 | 宮地 由高 |
| 6 | 市関係 | 桐生市 | 副市長 | 西條 敦史 |
| 7 | 市関係 | 桐生市教育委員会 | 教育長 | 小林 一弘 |

常任委員 21名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|------------|---------------------|-------|-------|
| 1 | スポーツ関係 | 桐生市スポーツ推進審議会 | 会長 | 北川 洋 |
| 2 | スポーツ関係 | 桐生市スポーツ推進委員会 | 会長 | 齋藤 浩司 |
| 3 | 競技団体関係 | 群馬県野球連盟 | 会長 | 樋口 半司 |
| 4 | 競技団体関係 | 群馬県高等学校野球連盟 | 会長 | 上原 清司 |
| 5 | 競技団体関係 | 群馬県ラグビーフットボール協会 | 会長 | 中澤 則行 |
| 6 | 競技団体関係 | 群馬県バドミントン協会 | 会長 | 新木 敬司 |
| 7 | 競技団体関係 | 群馬県卓球協会 | 会長 | 茂木 暁至 |
| 8 | 競技団体関係 | 群馬スポーツ鬼ごっこ連盟 | 代表 | 川上 理香 |
| 9 | 輸送・交通関係 | 一般社団法人群馬県バス協会 | 会長 | 佐藤 俊也 |
| 10 | 輸送・交通関係 | 桐生朝日自動車株式会社（おりひめバス） | 代表取締役 | 高橋 直樹 |
| 11 | 輸送・交通関係 | 桐生地区ハイヤー協議会 | 会長 | 小林 康人 |
| 12 | 宿泊・観光・衛生関係 | 桐生旅館ホテル組合 | 組合長 | 吉田 初 |
| 13 | 医療・福祉関係 | 一般社団法人桐生市医師会 | 会長 | 菊地 一真 |
| 14 | 教育・学校関係 | 桐生市立小学校長会 | 会長 | 櫻井 禎人 |
| 15 | 教育・学校関係 | 桐生市立中学校長会 | 会長 | 楡井 正弥 |
| 16 | 教育・学校関係 | 桐生市小学校体育研究会 | 会長 | 石島 保 |
| 17 | 教育・学校関係 | 桐生市中学校体育連盟 | 会長 | 山藤 一也 |
| 18 | 教育・学校関係 | 桐生・みどり地区高等学校等校長会 | 会長 | 新井 高広 |
| 19 | 県関係 | 群馬県桐生警察署 | 署長 | 黒澤 泉 |
| 20 | 市関係 | 桐生市消防本部 | 消防長 | 殿岡 丈直 |
| 21 | 市関係 | 桐生市市民生活部 | 部長 | 齊藤 博功 |

委員 45名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|-----------|----------------------|------------|-------|
| 1 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 副議長 | 山之内 肇 |
| 2 | 市議会関係 | 桐生市議会教育民生委員会 | 委員長 | 辻 正男 |
| 3 | 市議会関係 | 桐生市議会教育民生委員会 | 副委員長 | 小島 強 |
| 4 | 競技団体関係 | 桐生ラグビー協会 | 会長 | 清水 英毅 |
| 5 | 競技団体関係 | 桐生市バドミントン協会 | 会長 | 小池 裕 |
| 6 | 競技団体関係 | 群馬県高等学校野球連盟 | 理事長 | 城田 雅人 |
| 7 | 競技団体関係 | 桐生市卓球協会 | 理事長 | 金井 肇 |
| 8 | 競技団体関係 | 群馬スポーツ鬼ごっこ連盟 | 副代表 | 飯島 理恵 |
| 9 | 輸送・交通関係 | 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 | 企画総務部 企画部長 | 野澤 浩一 |
| 10 | 輸送・交通関係 | 上毛電鉄株式会社 | 代表取締役 | 橋本 隆 |
| 11 | 輸送・交通関係 | わたらせ渓谷鐵道株式会社 | 代表取締役 | 布施 正明 |
| 12 | 輸送・交通関係 | 東武鐵道株式会社 | 経営企画本部 部長 | 椎山 博司 |
| 13 | 輸送・交通関係 | 一般社団法人群馬県トラック協会 桐生支部 | 支部長 | 長谷川義雄 |
| 14 | 産業・経済関係 | 新田みどり農業協同組合 | 代表理事組合長 | 新井 順一 |
| 15 | 産業・経済関係 | 桐生商店連盟協同組合 | 理事長 | 今川 守 |
| 16 | 産業・経済関係 | 桐生織物協同組合 | 理事長 | 周東 通人 |
| 17 | 産業・経済関係 | 桐生市新里商工会 | 会長 | 渡邊 幸男 |
| 18 | 産業・経済関係 | 桐生市黒保根商工会 | 会長 | 金子 敬 |
| 19 | 医療・福祉関係 | 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会 | 会長 | 高松 富雄 |
| 20 | 医療・福祉関係 | 桐生厚生総合病院 | 院長 | 加藤 広行 |
| 21 | 医療・福祉関係 | 一般社団法人桐生市歯科医師会 | 会長 | 星野 浩之 |
| 22 | 医療・福祉関係 | 一般社団法人桐生薬剤師会 | 会長 | 高橋 一之 |
| 23 | 教育・学校関係 | 桐生市PTA連絡協議会 | 会長 | 稲垣 真介 |
| 24 | 教育・学校関係 | 桐生市立幼稚園長会 | 会長 | 荒居 佳代 |
| 25 | 教育・学校関係 | 桐生市公立保育園・認定こども園長会 | 会長 | 津久井正美 |
| 26 | 教育・学校関係 | 桐生私立保育連盟 | 会長 | 村野 宣祥 |
| 27 | 教育・学校関係 | 桐生市私立幼稚園協会 | 会長 | 高橋 昇 |
| 28 | 市民団体・各種団体 | 桐生市区長連絡協議会 | 会長 | 朝倉富美夫 |
| 29 | 市民団体・各種団体 | 桐生市文化協会 | 会長 | 蓼沼 敏夫 |
| 30 | 市民団体・各種団体 | 桐生市国際交流協会 | 会長 | 津久井真澄 |
| 31 | 市民団体・各種団体 | 一般社団法人桐生青年会議所 | 理事長 | 吉野 隆雅 |
| 32 | 市民団体・各種団体 | 桐生商工会議所青年部 | 会長 | 斎藤 一直 |
| 33 | 市関係 | 桐生市共創企画部 | 部長 | 三田 善之 |
| 34 | 市関係 | 桐生市総務部 | 部長 | 向田 博行 |
| 35 | 市関係 | 桐生市保健福祉部 | 部長 | 宮地 敏郎 |
| 36 | 市関係 | 桐生市保健福祉部 | 参事 | 小山 貴之 |
| 37 | 市関係 | 桐生市子どもすこやか部 | 部長 | 須藤まりこ |
| 38 | 市関係 | 桐生市産業経済部 | 部長 | 新井八寿代 |
| 39 | 市関係 | 桐生市都市整備部 | 部長 | 岡部 千明 |

| | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-------|
| 40 | 市関係 | 桐生市都市整備部 | 副部長 | 大澤 順 |
| 41 | 市関係 | 桐生市地域振興整備部 | 局長 | 中島 晃 |
| 42 | 市関係 | 桐生市水道局 | 局長 | 高橋 勝幸 |
| 43 | 市関係 | 桐生市議会事務局 | 局長 | 金子 輔 |
| 44 | 市関係 | 桐生市教育委員会教育部 | 部長 | 森 広一 |
| 45 | 市関係 | 桐生市教育委員会教育部 | 参事 | 渡邊 真宏 |

監事 2名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|-----|------------|-------|-------|
| 1 | 市関係 | 桐生市監査委員事務局 | 事務局長 | 伊藤 裕司 |
| 2 | 市関係 | 桐生市出納室 | 会計管理者 | 助川登志子 |

参与 29名

| NO. | 区分 | 所属機関・団体 | 役職 | 氏名 |
|-----|-------|-------------------|-----------|-------|
| 1 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 飯島 英規 |
| 2 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 歌代 公司 |
| 3 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 渡辺 恒 |
| 4 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 関口 直久 |
| 5 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 園田 基博 |
| 6 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 北川 久人 |
| 7 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 久保田裕一 |
| 8 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 近藤 芽衣 |
| 9 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 工藤 英人 |
| 10 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 丹羽 孝志 |
| 11 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 岡部 純朗 |
| 12 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 福島 賢一 |
| 13 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 佐藤 光好 |
| 14 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 河原井 始 |
| 15 | 市議会関係 | 桐生市議会 | 議員 | 周藤 雅彦 |
| 16 | 報道関係 | 株式会社朝日新聞社 前橋総局 | 総局長 | 八木 正則 |
| 17 | 報道関係 | 株式会社産業経済新聞社 前橋支局 | 支局長 | 風間 正人 |
| 18 | 報道関係 | 株式会社上毛新聞社 桐生支局 | 支局長 | 毒島 正幸 |
| 19 | 報道関係 | 株式会社東京新聞社 前橋支局 | 支局長 | 秦 淳哉 |
| 20 | 報道関係 | 株式会社毎日新聞社 前橋支局 | 支局長 | 上鶴瀬 浄 |
| 21 | 報道関係 | 株式会社読売新聞東京本社 前橋支局 | 支局長 | 大野 展誠 |
| 22 | 報道関係 | 日本放送協会 前橋放送局 | 局長 | 國廣 明美 |
| 23 | 報道関係 | 群馬テレビ株式会社 | 東毛支社長 | 大須賀慶子 |
| 24 | 報道関係 | ぐんま民友 | 代表取締役 | 対馬 浩芳 |
| 25 | 報道関係 | 株式会社日刊きりゅう | 代表取締役 | 対馬 浩芳 |
| 26 | 報道関係 | 株式会社桐生タイムス社 | 取締役事業推進室長 | 小澤 義明 |
| 27 | 報道関係 | 光ケーブルテレビ株式会社 | 代表取締役 | 松島甚三郎 |

| | | | | |
|----|------|--------------------|-------|-------|
| 28 | 報道関係 | 株式会社 FM 桐生 | 代表取締役 | 塚越 隆史 |
| 29 | 報道関係 | 株式会社日本工業経済新聞社 前橋支局 | 支局長 | 長井 有弘 |

計 105 名

第1回総会

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 「第 1 回総会」次第

日 時 令和 8 年 3 月 2 5 日 (水)

設立総会終了後

場 所 桐生美喜仁文化会館 4 階 スカイホール

1 開会

2 議事

| | | |
|---------|---|---|
| 第 1 号議案 | 第 83 回国民スポーツ大会桐生市開催基本方針(案) | 1 |
| 第 2 号議案 | 第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会 令和 8 年度事業計画(案) | 2 |
| 第 3 号議案 | 第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会 令和 8 年度収支予算(案) | 3 |
| 第 4 号議案 | 第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項 (案) | 4 |

3 報告事項

| | |
|------------------------------|---|
| 第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会事務局規程 | 5 |
|------------------------------|---|

4 その他

5 閉会

第83回国民スポーツ大会 桐生市開催基本方針（案）

1 基本方針

第83回国民スポーツ大会は、多種多様な競技が一同に群馬県で開催され、全国から多数の選手が参加する大会であり、市民のスポーツへの関心を大いに高めるものとして期待されています。この大会を契機として、市民の更なるスポーツ活動の普及・発展を図る大会を目指します。

大会の成功に向けて、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組みます。また、全国から本市を訪れる人々を温かい気持ちで迎え入れて交流を深めることにより、多様な人々の関わりが生まれ、本市が描く「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に繋がる大会を目指します。

2 実施目標

（1）スポーツで桐生を元気にする大会

市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、健康の保持増進や体力向上、生きがいつくりなど、個々の目的に応じてスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会を目指します。

（2）市民総参加で作る大会

市民・関係団体（教育、商工業、観光、医療・福祉など）・行政が一体となり、大会の成功に向けて準備に万全を期すとともに、大会に関わる全ての人が喜びと感動を共有できる大会を目指します。

（3）アスリートファーストの大会運営

市民一人ひとりがおもてなしの精神を持ち、全国から参加する選手が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、オール桐生でアスリートファーストの大会運営に努めます。

（4）桐生の魅力を発信する大会

本市の魅力である山紫水明の豊かな自然環境、伝統産業の絹産業文化、豊かな農産物、スポーツを軸に地域活性化を図る球都桐生プロジェクトなど、本市独自の魅力と地域資源を全国に向けて発信し、地域ブランドの向上と観光振興に結びつける大会とします。

第83回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 令和8年度事業計画（案）

第83回国民スポーツ大会桐生市準備委員会の令和8年度事業計画（案）は、次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ア 総務・企画専門委員会
 - イ 宿泊・衛生専門委員会
 - ウ 競技・式典専門委員会
 - エ 輸送・警備専門委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画の策定及び要項作成
- (2) 専門委員会の設置
- (3) 中央競技団体視察対応
- (4) 群馬県からの各種調査への対応
- (5) その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 群馬県準備委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市町村との連絡調整
- (3) その他関係機関、関係団体との連絡調整

4 先進地準備状況等の調査及び研究

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 【高等学校野球(硬式)】
(令和8年10月2日～10月6日)の視察(弘前市)
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 【バドミントン】
(令和8年10月10日～10月14日)の視察(黒石市)
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 【ラグビーフットボール(7人制)】
(令和8年10月15日～10月19日)の視察(八戸市)
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ事業概要説明会への出席(青森県)

**第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会
令和 8 年度収支予算（案）**

(収入)

(単位：円)

| 科目 | 当初予算額 | 説明 |
|--------|-----------|--------|
| 桐生市負担金 | 1,640,000 | 桐生市負担金 |
| 雑収入 | 1,000 | 預金利子等 |
| 合 計 | 1,641,000 | |

(支出)

(単位：円)

| 科 目 | 当初予算額 | 説明 |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 1 総務費 | 163,000 | |
| 会議費 | 23,000 | 会議開催経費 |
| 事務局費 | 140,000 | 消耗品費、郵便料等 |
| 2 開催推進費 | 1,478,000 | |
| 研究調査費 | 1,160,000 | 先進地準備状況（本大会、大会報告会等）への聞き取り、情報収集等 |
| 広報啓発費 | 318,000 | 啓発物品作成経費 |
| 合 計 | 1,641,000 | |

**第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）**

第 83 回国民スポーツ大会準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 2 総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし、財務に関すること。
- 3 宿泊、観光、医事、衛生に関すること。
- 4 競技、式典、施設に関すること。
- 5 輸送、交通、駐車場、警備、消防防災に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会（以下「本会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 事務局は、桐生市市民生活部スポーツ・文化振興課内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる桐生市職員及び公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団職員をもって充てる。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、桐生市の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 本会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること。
- (4) 本会の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第 8 条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第 3 のとおりとする。なお、予算執行等に係る事項については、桐生市財務規則（昭和 48 年 8 月 1 日桐生市規則第 32 号）及び桐生市職務権限規程（昭和 49 年 8 月 1 日桐生市訓令第 1 号）を準用する。この場合において、副市長及び部長の区分は事務局長とし、それ以外の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の番号は、「国ス桐委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第11条 文書を起案するときは、原則として起案用紙(様式第1号)を用いなければならない。

2 簡易な事案及び定例的に取り扱う事案に懸かる起案は、起案用紙を用いず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(文書の保存)

第12条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

- 2 会則第20条の規定により本会が解散したときは、保存する文書を桐生市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第13条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、桐生市文書規程(平成11年桐生市訓令第1号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第14条 事務局で使用する公印は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。
- 3 公印の押印を必要とする文書において、必要があるときは、公印の押印に代えて、その印影又はこれを縮小したものを印刷することができる。

(準用)

第15条 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、桐生市公印規則(平成21年桐生市規則第41号)の例による。

第5章 財務

(旅費)

第16条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給については、原則として職員の旅費に関する条例（昭和27年桐生市条例第2号）の例による。

（費用弁償）

第17条 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

（予算）

第18条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第19条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第20条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第21条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第22条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、桐生市財務規則（昭和48年桐生市規則第32号）及びその他の桐生市の財務に関する規則等の例による。

第6章 補則

（委任）

第23条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年3月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 所掌事務 | |
|------|---------------------------|
| 1 | 本会の組織、人事、サービス等に関すること。 |
| 2 | 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。 |
| 3 | 本会の事業計画及び事業報告に関すること。 |
| 4 | 本会の予算、決算及び監査に関すること。 |
| 5 | その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。 |

別表第2（第4条関係）

| | |
|-------|--|
| 事務局長 | 桐生市市民生活部長 |
| 事務局次長 | 桐生市市民生活部スポーツ・文化振興課長 |
| 事務局職員 | 桐生市市民生活部スポーツ・文化振興課職員及び公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団職員 |

別表第3（第8条関係）

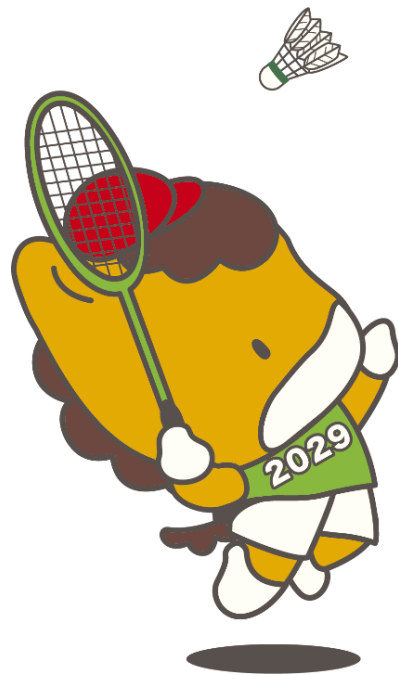
| 事項 | 事務局長 | 事務局次長 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 申請、届出、通知、照会、回答及び報告等に関すること | 重要なもの | 軽微なもの |
| 2 会計年度任用職員等の任免に関すること | ○ | |
| 3 会計年度任用職員等のサービスに関すること | | ○ |
| 4 事務の分担に関すること | | ○ |
| 5 旅行の命令に関すること | 委員等、事務局次長 | 事務局職員、会計年度任用職員等 |
| 6 予算の執行（調定・支出命令等）に関すること | 桐生市財務規則及び桐生市職務権限規程等の例による | |
| 7 予算の流用に関すること | 科目の流用 | 費目の流用 |
| 8 その他 | 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの | 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの |

別表第4（第9条関係）

| 決裁権者 | 代決者 |
|-------|-------------------|
| 会長 | あらかじめ会長が指名した副会長 |
| 事務局長 | 事務局次長 |
| 事務局次長 | あらかじめ事務局次長が指名した職員 |

別表第5（第13条関係）

| 名称 | 形状 | 大きさ | 書体 | 用途 |
|---------------------|-----|----------|----|-------------|
| 国民スポーツ大会桐生市実行委員会会長印 | 正方形 | 24ミリメートル | 篆書 | 会長名をもつてする文書 |



〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

桐生市市民生活部 スポーツ・文化振興課 国民スポーツ大会準備室

TEL : 0277-46-1541 FAX : 0277-43-1001

Email : supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

